

令和3年9月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

令和3年9月9日

○出席議員 14人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 佐藤啓史君
10番 岩瀬洋男君	11番 松崎栄二君	13番 黒川民雄君
14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君	

○欠席議員 1人

12番 丸 昭 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
総務課長 平松等君	企画課長 高橋吉造君
財政課長 植村仁君	消防防災課長 神戸哲也君
税務課長 大野弥君	市民課長 岩瀬由美子君
高齢者支援課長 長田悟君	福祉課長 軽込一浩君
生活環境課長 山口崇夫君	都市建設課長 川上行広君
農林水産課長 屋代浩君	観光商工課長 大森基彦君
会計課長 水野伸明君	学校教育課長 吉野英樹君
生涯学習課長 渡邊弘則君	水道課長 窪田正君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君 議会係長 原 隆宏君

議 事 日 程

議事日程第3号
第1 一般質問

開 議

令和2年9月9日（木） 午前10時開議

○議長（松崎栄二君） 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

その前に、鈴木議員より発言取り消しの申出がありましたので、会議規則第65条の規定により許可したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって鈴木議員の発言を許可します。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） ただいま許可されましたので、昨日の一般質問の中で、「—————
—————」ことについて、取り消しをさせていただきます。以上です。

○議長（松崎栄二君） そのように会議録を訂正したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認め、会議録を訂正いたします。

一 般 質 問

○議長（松崎栄二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 皆さん、おはようございます。会派新政かつうらの戸坂健一です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めます。

今回のテーマは2つです。1つは、災害時における避難指示の在り方について。2つは、外房地域における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定について伺います。

それでは項目ごとに質問いたします。まず、災害時における避難指示について伺います。

近年の各種災害の激甚化を受け、令和3年4月に災害対策基本法が改正され、避難勧告が廃止され、避難指示に統一されるなど、新たな5段階の警戒レベルを用いて、市民の皆さんに避難情報を伝えることとなりました。勝浦市においても、令和3年度に入ってから、7月3日、8月8日の2回にわたり、警戒レベル4に当たる避難指示が発令されました。しかし、昨日、同僚議員からも避難所の避難実績について御質問もあつたとおり、様々な要因があり、また法改正後の制度の周知が不十分であったこともあり、市民の避難は十分であったとは言えません。今後の災害対応に際し、より効果的で実践的な警戒避難態勢を確立するためにも、以下の点について質問いたします。

まず一つ、法改正以降の警戒レベルの概要と勝浦市における体制について伺います。法改正以降の警戒レベルの概要を改めて伺うとともに、勝浦市における危機管理体制について伺いたしたいと思います。

次に、過去の避難指示決定に至る経緯と各避難所の避難実績について伺います。今年度に入ってから2回の避難指示について、どのような判断がなされ、発令に至ったか、お伺いします。また、このときの各避難所の避難実績について、改めてお伺いいたします。

次に、避難指示の市内土砂災害警戒区域に限った運用について伺います。勝浦市内には現在、487か所の土砂災害警戒区域があります。避難の実効性を高め、また避難時の2次災害の危険を回避するためにも、大雨災害時等、全市ではなく、土砂災害警戒区域のみを対象とした避難指示など、本当に危険が迫っている区域に限っての避難指示を検討すべきではないかと思いますが、市のお考えを伺います。

次に、災害時におけるホテル・旅館等、市内宿泊施設への避難支援策について伺います。災害発生時の分散避難を促進するため、市内宿泊施設への避難を検討してはいかがでしょうか。宿泊事業者と協定を結び、災害時、ホテルや旅館など宿泊施設に避難した場合の宿泊費用を補助する仕組みを検討すべきと考えますが、市のお考えを伺います。

次に大きな項目として、外房地域における海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域指定について伺います。

勝浦沖を含む外房沖の海洋は、風力、火力などの再生可能エネルギー活用の適地であり、その活用検討については、私も過去5回にわたって一般質問を行ってまいりました。現在、国では、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定を進めております。既に事業者がお隣、いすみ市沖で大規模洋上風力発電所の建設を発表し、国も、いすみ市沖を洋上風力発電の有望区域として指定する方向と伺っております。

大規模な洋上風力発電の誘致は、漁業者への補償だけでなく、そのメンテナンスや機材の調達、インフラ整備など、新たな産業や雇用を生む可能性があり、勝浦市としても積極的に研究・検討していく必要はあります。今後、勝浦市の未来を担う新産業として、漁業者の皆さんとの協調調和を図りつつ、また豊かな漁場を守りながら、海洋再生可能エネルギーの活用を図るべきと考えます。そこで質問いたします。

まず一つ、これまでの対応、検討についてです。過去の一般質問において、海洋再生可能エネルギーの活用については「関係者と協議していく」と御答弁をいただいております。これまで、勝浦市としてどのように検討されてきたか、伺います。また、国、県、漁業関係者など、それぞれの関係者とどのような協議をしてきたのか、伺います。

次に、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に関わる情報提供について伺います。国では前述したとおり、洋上風力発電を国策として進めるべく、各年度ごとに海洋再エネ促進地域に関わる情報提供を自治体に求めています。勝浦市は既に市独自の海洋再エネ可能性調査を平成25年度に実施しており、勝浦市沖が再エネ活用の適地であることは判明しています。にもかかわらず、昨年度、国の情報提供に応じなかった理由と、今後の対応について伺います。

次に、事業者からの事業提案の有無について伺います。これまでに、海洋再エネの事業化について、事業者から具体的な提案を受けたことはありますでしょうか。また、もしあったとすれば、その際、執行部としてどのような判断、対応をされたのか、お伺いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（松崎栄二君） 市長から答弁を求めます。土屋市長。
〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいまの戸坂議員の一般質問に対してお答えいたします。

初めに、災害時における避難指示についてお答えいたします。

まず、災害対策基本法改正以降の警戒レベルの概要と、本市における危機管理体制についての御質問でございますが、災害対策基本法改正後の各警戒レベルについて、警戒レベル1は、早期注意情報が発表された場合、最新の防災気象情報に留意するなど、災害への心構えを高めます。

警戒レベル2は、大雨注意報や洪水注意報等が発表された場合、ハザードマップで災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備え、自らの避難行動を確認します。

警戒レベル3は、高齢者等避難が発令された段階で、避難に時間がかかる高齢者の方や障害のある方、この方たちへの避難を支援する方などは、危険な場所から安全な場所へ避難します。

警戒レベル4は、避難指示が発令された段階では、対象地域の方は全員、速やかに危険な場所から避難します。

警戒レベル5は、緊急安全確保が発令された段階では、命が危険な状態にありますので、直ちに安全な場所で命を守る行動をとります。

次に、本市の配備体制は、地域防災計画に基づき、気象警報等の発令に伴う自動配備が基本となります。このほか、災害対策本部設置前の配備は、消防防災課長が認めたときに配備し、災害対策本部は、市長が設置いたします。

次に、過去の避難指示決定に至る経緯と各避難所の避難実績について、去る7月3日、8月8日の過去2回の避難指示について、どのような判断がなされて、発令に至ったのか。また、このときの避難所の避難実績についてはどうかとの御質問でございますが、7月3日の大雨については、前日の午前11時30分に配備体制を情報収集体制とし、翌3日、午前8時50分に土砂災害警戒情報が発表されたことにより、配備体制を災害即応体制とし、避難情報は午前9時にレベル3高齢者等避難開始を発令し、同時刻に芸術文化交流センターに避難所を開設するとともに、ほか4か所の避難所開設の準備を開始いたしました。その後、午前11時にレベル4避難指示を発令しました。

避難所の避難者数は、芸術文化交流センターに1名、上野小学校体育館に2名、合計3名でございました。

8月8日の台風10号については、午前零時44分に情報収集体制としていたところ、9時37分に大雨警報、10時2分に土砂災害警戒情報が発表されたことに伴い、配備体制を災害即応体制に整え、10時50分にレベル4避難指示を発令いたしました。この際の避難所の避難実績については、芸術文化交流センター、上野小学校及び総野小学校の体育館の3か所を開設し、避難者数は、芸術文化交流センターのみ5名でございました。

次に、大雨災害時に、市全域ではなく、土砂災害警戒区域のみを対象とした避難指示を検討すべきではないかとの御質問でございますが、土砂災害警戒区域は千葉県が指定するもので、前年度、新たに435か所が指定されたことにより、487か所が指定済みになっております。今年度以降も新たな指定が見込まれるため、指定済みの区域以外にも、災害発生の危険性を有すると考えられます。

御指摘のあった土砂災害警戒区域に対する避難指示は、住民の安全対策に特に必要なことで

すので、意識の高揚を図ることも含め、広報してまいりたいと考えます。

次に、災害発生時の分散避難を促進するため、市内宿泊施設への避難を検討してはどうか。また、宿泊事業者と協定を結び、災害時、ホテルや旅館などの宿泊施設に避難した場合の宿泊費用を補助する仕組みを検討すべきではないかの御質問でございますが、避難者が高齢者等の、支援が必要な要配慮者であることを考慮した場合は、公共施設を活用した避難所と比較すると、ホテルや旅館については、食事の提供や入浴設備を備えるため、要配慮者がストレスなく、安心した避難生活を送ることができると思います。

その一方で、要配慮者は、避難に伴う環境変化などで体調を崩す場合があるため、特に快適性の高い避難所を増やす意味は、あると考えます。あわせて、宿泊費用の補助についても研究してまいりたいと考えます。

次に、外房地域における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定について、お答えいたします。

まず、これまで、本市としてどのように検討したのか。また、国・県・漁業関係者などの関係者とどのような協議をしてきたかの御質問でございますが、本市として、どのように検討してきたかについては、本市の沖合が施設設置の気象海象条件に適しているかどうかを判断する際の参照データ取得を目的に、平成25年度に調査を実施し、翌26年度には、県海洋再生エネルギー導入可能性研究会に出席し、平成28年度から31年度まで3回にわたり、県主催の先進地視察に参加し、情報収集などを行いました。

平成30年度から令和2年度においては、県洋上風力発電導入可能性検討会議に出席し、国や県の取組など、洋上風力発電に係る意見交換や情報収集に努めてまいりました。

国・県・漁業関係者など関係者とどのような協議をしてきたのかについては、平成25年度に実施しました調査業務の結果について、県商工労働部産業振興課とともに、勝浦漁協及び新勝浦市漁協に対し説明いたしました。また、県内の関係市町村職員や漁業関係者で構成する県洋上風力発電導入可能性検討会議や先進地視察を通じて、洋上風力発電に係る情報の共有を図ってまいりました。

次に、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る情報提供について、昨年度、国の情報提供に応じなかった理由と今後の対応についての御質問でございますが、国の情報提供に応じなかった理由についてですが、情報提供するためには、計画検討している事業者が、地元漁業関係者に対する説明を経て合意に至った段階で、初めて県に対し情報提供できるもので、本市においては、まだその段階にありませんでしたので、情報提供をしなかったものでございます。今後、情報提供できる段階になりましたら、県への提出書類を整え、速やかに提出したいと考えます。

次に、事業者からの具体的な提案を受けたことはあるのか。その対応はどの御質問でございますが、事業者から具体的な提案がある場合は、まず県担当部署に説明を行い、その後、地元漁業関係者や市町村に説明があると、県の担当課から伺っております。現在のところ、具体的な事業化についての事業者からの説明はありません。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） それでは、まず避難指示に関して再質問を行ってまいりたいと思います。ま

ず、法改正以降の警戒レベルの概要等について質問いたします。

この災害対策本部の設置については、市長判断であるとのことだと思います。避難指示を発するに当たって、災害対策本部の設置の検討はなされたのかどうか。また、その必要はなかったのかどうか、伺います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。避難指示の段階において検討いたしましたが、気象庁の予報等から、設置の必要はないと判断いたしました。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 設置する必要があるということだったんだと思うんですけども、先般の大雨においては一時、国道が通行止めになるほどの大規模な災害が発生しました。災害対策本部の設置については、権限は市長にあるというふうに思うんです。ですから、市長が判断して運営、運用していくものだと思うんですけども、大規模な災害時に、ましてや避難指示、全市に対する避難指示を発令するような緊急時ですよ。にあつては、これは執行部においてこの重い責任を担えるのは、課長の皆さんではないというふうに思うんです。それは、政治家である市長が責任を負うべき場面だというふうに思います。

今後、避難指示を発令するほどの緊急事態であれば、これはまさしく市長をリーダーとした災害対策本部をしっかりと設置して、市長が陣頭指揮をとるべき場面だというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 危機意識をいかにして、ふだんから用意するか。そして、それに対する備えをいかにするかということの中では、自分としても、常にこの勝浦市の防災ブック、これを目のつくところに置いて、日々ここと、日頃から備えるということで、皆さんも御存じのように、身近に、目に映るところにあると思いますので、そういった中で備えていきたいと。

やはり、大きな災害になるというようなことがあったときには、ちゅうちょせず対策本部を招集するという考えで、今後は検討していきたいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 今後は対策本部の設置も、必要に応じて検討していただけるということでありました。ぜひ、そのようにしていただきたいというふうに思います。

次に、過去の避難指示決定に至る経緯と各避難所の避難実績について伺います。避難指示は、先ほど御答弁にもあったとおり、レベル4、つまり対象地域の方は全員、速やかに危険な場所から避難すべき緊急事態であるというふうに理解しています。

勝浦市の場合、過去2回、これは対象は全市、勝浦全市、勝浦市内全域だというふうに理解していますが、であれば、前提としては、全市民が避難できるだけのキャパシティーを避難所として備えることが必要だというふうに思うんです。もちろん垂直避難だったり、友人宅への避難だったり、自宅の安全な場所への避難であったり、様々避難方法はありますので、単純に全人口、1万七千、六千人分の避難場所が必要だとは考えませんが、仮に人口の10%が避難指示に応じた場合でも、現状の避難場所ではキャパシティーオーバーとなってしまうと思います。

ですので、質問としては、全市を対象とした場合の避難指示の場合、避難所のキャパシティーは、どのぐらいが適当だとお考えでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。市内全ての指定避難所を利用した場合、9,140人。福祉避難所を除いた場合、約9,000人。土砂災害警戒区域内にお住まいの方を想定しますと、約7,300人ということになります。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 土砂災害警戒区域に限っても7,300人ということで、人口の約4割が、危険地域に住んでいるという計算になるのかなというふうに思うんです。

私もこの県のホームページにおいて、勝浦市の土砂災害警戒区域について確認をしましたが、非常に見づらいです。地区ごとにページが区切ってあって、全部確認するのに2時間とか3時間かかるぐらい見づらいページになっています。ですから私は、市が発信する避難時の情報は、非常に重要だというふうに思うんです。

そこで質問なんですけれども、先般の避難指示の発令の際に、実際に放送された内容、あるいはかつらメイトで配信された内容、メールで配信された内容を原文のまま読みますと、「台風の影響により、市内全域に警戒レベル4避難指示を発令しました。土砂災害が発生する恐れが高まったため、土砂災害警戒区域にお住まいの方は、避難所やご自宅の安全な場所、親戚、友人宅などに避難してください」とあります。これを素直に読むと、土砂災害警戒区域に住んでいる人間のみ避難すればいいのかなというふうに解釈する方は、多いと思うんですけれども、改めて、避難指示の案内文の意図するところと、今後の避難指示の際、市民の皆さんにより分かりやすく案内を出すための方策、方法について伺います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。避難とは難を避ける。ですので、御質問のとおり、土砂災害警戒区域内にお住まいの方のみ避難されると解釈できます。安全なところに住んでいる方まで、危険を冒してまでも避難の必要はないと考えます。

しかし、市長答弁にありましたとおり、土砂災害警戒区域以外にお住まいの方も、必要に応じて避難をしていただきたいと考えているところであります。そこで、避難指示の今後の放送ですけれども、放送文やテキストを分かりやすくしてまいりたいと考えます。

次に、避難の必要性ですけれども、防災ブックにマイタイムラインを加えたり、避難行動の判定フローを御案内したり、また防災講習などでも、その辺説明しまして、自主避難の判断材料を提供してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 御案内についてはそのように対応して、市民の皆さんが分かりやすく、判断できるような情報提供をお願いしたいと思います。

あわせて、避難指示の市内の土砂災害警戒区域に限った運用について、再度質問いたしますが、今の課長の御答弁を聞いていると、必要に応じてというところだと思うんです。それはそのとおりだと思うんですけれども、市内全域、満遍なく避難してくださいという指示にもなっているんです。これは本当にどうしていいか分からなくなってしまうと思うんです。今後も、先ほどの市長答弁の中でも、警戒区域以外の方々も避難指示の対象とするという旨、御回答があったと思います。土砂災害警戒区域が拡大することも踏まえてですね。

しかしながらというか、もちろん、自治体の災害時の判断、対応として、見逃しはNGであ

る。空振りは一オケだという前提は十分承知しております。しかしながら、避難指示というのは、本当に拘束力の強い、自治体にとって最大限に重い判断でもあるというふうに思っています。法の60条を読みますと、避難指示の場合、必要に応じて、市民に対して立ち退き指示できるということになっています。これはつまり、市民の皆さんにとっても非常に重い義務を伴う発令だというふうに思うんです。

先ほどの避難の実績を見ても、市民の多くの方が正直、避難の必要性を感じていない。あるいは、比較的、大雨に対して安全だと思われる地域に住んでいるという方が多数だと思うんです。今後、災害が多様化、激甚化していくことが予想される中で、本当に必要なときに、本当に必要な場所での避難指示の重要性というものが、かえって薄れてしまうんじゃないかということに非常に危惧して、今回、質問をさせていただいております。

大雨災害については先般から、御答弁のとおり、土砂災害警戒区域というものが既に指定をされています。今後も増えるんだというふうに思います。しかし、最近では、避難指示を一部の危険な区域に限って発令する自治体というの、増えているというふうに思います。制度の運用自体がこの春からですので、本当に試行錯誤だと思うんですけれども、例えばこの9月5日に長野県茅野市では、長野県茅野市は人口約5万人ですが、市内2つの地区に限った避難指示を出しています。459世帯、1,084人だそうです。同じく長野県の諏訪市でも、市内の7地区、3,453人に限った避難指示を出しています。諏訪市の人口も約5万人です。また、横浜市等のように、事前に緊急避難区域を定めて、避難指示が出た場合は、その方々は避難してくださいというような運用をしているところもあります。

こうした例のように、本当に危険が及んでいる地域に限って避難指示を出したほうが、市民の皆さんにもその危険性を御理解いただくということにも有効だと思いますし、行政としても、危機管理がしやすいと思いますし、また避難所の開設についても、その数等を含めて、合理的な判断ができるというふうに思うんです。いま一度、大雨災害時の市内の必要な地区に限った避難指示の運用をするお考えがないかどうか、伺います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。市内の必要な地区に限った避難指示の運用ですけれども、議員の御提案につきましては、市民に不要な、無用な不安を与えないとか、一方で、本当に避難の必要がある方に避難を促すということで、大変効果的だなというふうに考えます。

しかし、現在の気象予報技術では、十数キロ四方の勝浦の特定の地域に、どれだけ多量の雨が降るかという判断の技術は、とても難しいと考えます。ですので、現在は市町村単位で情報を発信しているところであります。これが、仮に洪水に対する指示のように、河川流域とか限定できるものであれば、可能かと考えますけれども、市内全域に大雨が降って、土砂災害ということは非常に難しいのかなと考えます。

県で勝浦市内の指定が済むまでの間に、どうしたらできるのかというところは模索していきたいなと考えておりますが、お気持ちはよく分かります。私も最初に防災担当したときは、予報区が千葉県南部ということで、千葉県南部に大雨警報が発表されましたなどというときに、今、雨がやんだのになとか、晴れているのに、そこでやはり勝浦市に限定して、市町村単位で発表していただけないのかなということも、考えたことがあります。

ですので、さらなる技術革新があれば、そういう期待もできるのかなと思いますけれども、

先ほど申し上げたとおり、県の指定が全て済むまでと、この技術革新と、そういうものを待ちながら、併せて研究してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 課長から、本当に思いの籠もった御答弁をいただきました。課長の、今まで経験豊富な担当課長として、いろいろ思うところもあるということで御答弁いただきまして、本当にありがたいと思います。

で、検討の必要性も今後していただけてということではありますが、先ほどお伝えしたとおり、最終的に避難指示を出すほどの緊急事態であれば、災害対策本部をつくって、市長が陣頭指揮を執るべき場面だというふうに思っていますので、これは市長に伺います。災害対策本部を設置したときに、避難指示を出したときの市長のお考え、今後も市内全域に発令をしていくのか。ある程度、限った運用をしていくのか。本当に喫緊の課題だと思いますので、市長のお考えを伺っておきます。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） トップとして、市長として、意思決定することも大事ですが、そのためには強力な参謀機関、これは消防防災課長を含め、執行部の的確なアドバイス、あるいは関係諸団体の的確なる、連携を密にした情報収集といったことをより密にして、判断していきたいということでございます。

今回、大雨警報出た場合は、大雨によってそれぞれの地域の住まいの方は、山をしょってれば、崖崩れを心配するし、川に面していれば、洪水。また地盤が軟弱なところでいけば、軟弱に対する対応すると、それぞれ備えをしていただくと。ですから、大雨が降った。あるいは台風シーズンで、強い風が吹いてきたときに、それぞれ家の中で雨戸を閉めたり、雨戸だけじゃだめだったら、ベニヤ板を買ってきて、たすきがけにやるとか、いろんな中で備えておりますので、そういった市民の意識啓蒙も含め、対策本部の中で充実した参謀機関と一緒に協働しながら、市民の安全を第一にするような体制をつくっていききたいというふうに考えます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。それでは、そのようにしていただきたいと思っております。ぜひとも市長がリーダーシップを発揮して、陣頭指揮を執っていただきたいというふうに思います。

次に、災害時におけるホテル・旅館等への避難支援策について再度、質問いたします。こちらについては、研究いただけたとの御回答をいただきました。ありがとうございます。

こちらも、既に日本全国の自治体で実際に導入されている政策であります。例えば徳島県では、県内全ての市町村が実施しておりますし、近隣でも沼津市であったり、葉山町も同様の政策を実施しています。

具体的な例を挙げると、葉山町の場合ですが、この政策なんですけれども、例として、大雨災害時に町内の土砂災害警戒区域に住んでいる方で、かつ妊娠中の方とか、身体障害者手帳をお持ちの方とか、療育手帳をお持ちの方とか、要介護者の方々といったふうに対象者を限定して実施しています。補助金の具体的な額としては、例えば1人1泊当たり5,000円の補助、宿泊費の半額を超えない額とする等々、具体例があります。

また、和歌山県那智勝浦町でも、避難指示が出た場合は、ホテルなどへの宿泊費を補助すると。災害時に1泊素泊まり5,000円という内容で、町と協定を結んだホテル・旅館に宿泊すると、宿泊費のうち3,000円を町が支払う。残りの2,000円は自己負担というようなことであります。

今後、災害の激甚化が予想される中で、またコロナ禍が長期化する中で、3密を避けて、環境が整った場所での避難所があるという選択肢は、これまで持病等で緊急時の避難をためらっていた方に対しても、避難の可能性を大きく開くことにもなると思います。コロナ禍で、避難所の多様性を確保することは本当に重要だと思いますし、また実現すれば、既存の避難所のキャパシティを増やすことにもなります。また、自己負担があることから、現行の福祉避難所との差別化も容易だと思います。

事業者との協定によって、素泊まり料金を設定して半額補助などにすれば、予算もそれほど多額がかかるとは思いませんし、また、コロナ禍であえぐ市内の宿泊事業者にとっても、幾ばくかの補助にもなるというふうに思います。研究していただくとのことでありましたが、できれば市長から、いま一度、もう一步踏み込んだ御答弁をいただければなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 今、友好都市を結んでいる那智勝浦町の例も出しました。そういった中で、関係機関と事例を研究しながらいっていきたく。

避難について今現在は公助という中で、公的な施設を避難所として開設している。公助、共助、自助という中で当然、より安全にするためには、全て公助が優先するわけではありませんし、自助で、より安全な方法をとることも当然されていると思います。そういった中で、公助、共助、自助のそういう関係の中で、裕福な財源があれば、公助で全てはできると思いますが、そういった中でいかにして共助、お互いがお互いの命を守る。あるいはそういった態勢をどうしていくかということに対しても、研究していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ぜひとも前向きに御検討いただければなというふうに思います。

それでは、外房地域における再生可能エネルギー発電設備促進区域の指定について伺いたいというふうに思います。これまでの対応についてであります。年度をまたいで、関係者と御協議をいただいたということでもあります。それが結果につながっていないのが、本当に残念だなというふうに思いますし、状況というか、海洋の環境自体は、いすみ市も勝浦市も変わりません。にもかかわらず、いすみ市のほうが後発であるにもかかわらず、これだけ大きな事業の誘致に成功しているということは、正直な話、悔しいなというふうに思います。これは今後、十数年、いや20年、30年にわたって、一つの巨大な産業が、いすみ市沖に完成するということになると思うんです。先ほど申し上げたとおり、そこに関連する巨大な産業、メンテナンス、あるいはいろいろな機材の調達等々あると思います。

そうした中で、勝浦市に今後も可能性が全くないのかということ、そんなことはなくてですね。もう国は脱炭素社会の実現のために、海洋再生可能エネルギーを最重要政策として位置づけていますので、今後も海洋再生可能エネルギーの活用は増えていく、増やさざるを得ないというふうに思っています。その上で、勝浦市沖、外房沖は首都圏からも近く、また海洋エネルギーもあるので、非常に有望な地区であることは変わりがないので、今後も勝浦市沖の可能性は、

あるというふうに思っています。

そこで質問なんですけれども、いすみ市においては、海洋再生可能エネルギーの開発については、地元の漁協で、かなり積極的な議論がなされたと同っております。もちろん反対者や慎重派の方もおられる中で、いすみ市の未来を見据えて、話合いの結果、洋上風力発電の誘致に至ったというふうに伺っております。大変困難があった中で、すばらしい決断であったなというふうに思います。質問なんですけれども、この海洋再生可能エネルギーについては、市町村の役割というのがいろいろなところで明記されています。例えば千葉県においても、海洋再生可能エネルギーによる産業及び地域の振興に係る今後の方向性についてという文書の中でも、はっきりと市町村の役割として、この再エネに関わる勉強会やシンポジウム、ワークショップを積極的に開催して、地元の漁業者の皆さんや関係者への情報提供を行うことが求められるというふうに明記してあるんです。

私の過去の一般質問においても、これについては、しっかりとやっていただきたいということで質問しました。つまり、市町村が得た情報を地元におろしてほしいということなんです。漁業者の皆さんが自力で収集する情報には、限りがあると思いますし、組織的ないろんなこともありますので、リーダーシップをとるのは事業者なのか、漁協なのか。もちろんいろいろあると思いますけれども、事業者や漁業者の皆さんが判断材料とするための情報を提供できるのは、私は自治体、勝浦市だというふうに思っていますので、これまでこうした勉強会、シンポジウムがどうだったかということは伺いません。今後、こうした地元に向けた勉強会やワークショップを積極的に開催すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。市町村等の役割ですけれども、積極的に情報を提供していくということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、そのような考えは持っております。

一番いいのは、事業者が提案を受けて、その提案に沿った形で、どういう提案があったか、その内容について検討して、その状況を漁業者の皆さんがどう判断されるかということだと思うんですけれども、その前の段階の勉強会、こういったものについて県に問合せしたところ、いろいろ情報提供については、県も協力していただけるという話も聞いております。

今後、そういったことについて、庁内でいえば、農林水産課、県の担当課、それから漁業関係者との情報共有を図りながら、今後、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 残り2分になってしまいましたので、最後、市長に伺います。早口ですみませんが、この再エネの活用に関する事業者の提案は先ほど、なかったというお話があったんですけれども、本当にそうかなというふうに思います。私が知る限りでも、事業者は勝浦に何度か視察にも来ていると思うんですよ。なかったということなんで、それが公式な見解だというふうに理解しますが、この再エネの活用も含めて、事業者による事業提案というのは、企業にとってはビジネスです。まさに一期一会だと思いますね。勝浦で断られる、あるいは返事が遅くなれば、隣町に行くのは当然だと思います。これまでも、この再エネの活用に限って言うなら、年度ごとに担当課長が替わってしまって、また日々の業務に忙殺される中で、どうして

も埋没していってしまうと思うんです。

そこで、最後に質問なんですけれども、こうした企業からの将来を見据えた事業提案があったときは、仮に即効性がなくても、ずっと庁内で検討していく必要があると思います。そうした担当部署をつくってはどうかというふうに思うんです。戦略班でも、企業提案事業戦略班でも何でもいいですが、そうした事業提案をしっかりと経年にわたって検討していく部署をつくってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 新しい時代に対して、新しい対応・組織・機能、こういったことも研究しながら、備えていきたいと思えます。以上です。

○議長（松崎栄二君） これをもって、戸坂健一議員の一般質問を終わります。

○議長（松崎栄二君） 次に、狩野光一議員の登壇を許します。狩野光一議員。

〔2番 狩野光一君登壇〕

○2番（狩野光一君） 市政同志会、狩野光一でございます。議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問は、コロナ禍感染症の感染拡大に関する対応に関して、大きく2点についてお伺いするものです。

質問に先立ち、感染拡大により医療崩壊が危惧されている厳しい環境の中、患者の治療・救命に献身的に当たられている医療関係者の皆様、並びに、感染拡大防止のために奔走、御尽力いただいている各方面関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

また、本市では現在、ワクチンの集団接種が行われております。市民からは、大きなトラブルもなく、おおむね順調に進捗していることに対して、また、接種会場でのスタッフの皆さんの対応について、丁寧だ、親切だとお褒めの言葉をいただいております。この場を借りて、関係者皆さんの頑張りが、確実に市民に届いているということを伝えさせていただくと同時に、今後も変わらぬ御対応をお願い申し上げる次第です。

では、通告に従い質問いたします。

1点目として、コロナ感染症に対する本市の医療体制についてお尋ねいたします。

御存じのとおり、現在、県下では、感染拡大の緊急事態が宣言されています。当初、8月2日から8月31日までと予定されていましたが、この期間中に鎮静化が見通せないということで、9月12日までの延長がされております。さらに、まさに昨日ですけれども、再延長という方針が示されております。

その要因の一つとして、医療体制の危機的な状況ということが指摘されていることは、御存じのとおりです。この状況をもたらしているのは、感染力が強いと言われている変異株の蔓延により、俗に第5波と呼ばれる感染拡大の波ですけれども、この第5波は、私が感じるに、これまでの感染拡大の波とは、明らかに違うものだと思います。まさに県内の感染者数や周辺地域の感染拡大の状況から、本市においても感染が急拡大するといった危険性は、流行当初と比較して、数段高い確率で起こり得ると危惧しております。感染者、発症者に対する的確な医

療提供の環境づくり、これが不可欠であると考えことから、お尋ねいたします。

まずは、市内の感染者に対応可能な医療機関及びその対応力、病床数などはどの程度であるか、お聞かせください。

次に、第5波による県内及び周辺地域の感染拡大を受けて、医療体制そのものの強化について、検討はされているのか、お聞かせいただきたい。また、検討されているのであれば、その内容を含めて、お聞かせください。

続きまして、感染者の入院の要否判定については、どこが、どのような基準で行っているのかをお聞かせください。

2点目として、コロナ感染症に関する市民への情報発信についてお尋ねします。

先ほどから触れてきた感染拡大の第5波の推移は、市民にとって一番の関心事であると同時に、不安要素でもあると考えています。また、その感染力の強さや市内での発生状況を考えれば、今まで以上に警戒を強める必要があると感じています。しかし一方では、行動制限が長期化しているということ。あるいは、繰り返される緊急事態宣言ということで、悪い意味での慣れというものが、自分自身を含めて、地域全体に広がりつつあるということも感じております。この状況を踏まえ、予防の実践や不安軽減の観点から、予防意識の再啓発や正確な情報発信が求められると考えることから、お尋ねいたします。

まずは、市民に対する予防意識の再啓発について、何かお考えがありますでしょうか。あれば、その内容についてお聞かせください。

次に、感染症に関する情報について、現在、市民にどのように伝えているのか、お聞かせください。

続いて、感染の拡大や諸状況の変化に伴い、情報量も増大してくると思うのですが、今後の情報発信について、市として方針があれば、お聞かせください。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（松崎栄二君） 質問の途中ではありますが、11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。着席をお願いいたします。

市長から答弁を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいまの狩野議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する本市の医療体制について、お答えいたします。

まず、対応可能な医療機関及びその対応力の現状についての御質問でございますが、夷隅郡内の医療体制で申し上げれば、いすみ医療センターで入院病床を24床、現在は有しており、亀田総合病院とは、患者受入れなどに関する医療提携がなされております。

また、PCR検査の体制は、いすみ医療センターと塩田病院で実施できる状況であり、いすみ医療センターのPCR検査センターでは、夷隅医師会の医師が業務に当たっております。

発熱等の相談については、勝浦市内のかかりつけ医を通し、いすみ医療センターの発熱外来やPCR検査へと速やかに御案内することとなっております。

次に、感染拡大を受けて、体制強化の検討はしているか。検討しているのであれば、その内容はどの御質問でございますが、感染拡大に対応するための医療体制については、限られた医療資源の中で、コロナ患者を受け入れるいすみ医療センターと、地域の救急医療を支える塩田病院といった役割分担を守りつつ、今後は、千葉県に対して、臨時の医療施設や入院待機施設の設置の要望、自宅療養者への生活支援に関する連携を図るなど、体制の強化を図ってまいりたいと考えます。また、地元医師会の先生方とも、より連携を密にし、意見交換を継続してまいります。

次に、入院の判断は何を基準に行うかとの御質問でございますが、コロナ感染者の入院については、千葉県が基準を策定し、各保健所が判断を行っているものであります。県の入院優先度判断基準によりますと、血中酸素飽和度や基礎疾患などを踏まえた客観的な要素を点数化し、その優先度を決定するといった運用であります。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報発信について、お答えいたします。

まず、市民への予防意識の再啓発について考えはあるか。あれば、その内容との御質問でございますが、長期化するコロナ禍にあっては、予防行動を継続することは、市民の皆様にとっても大変御苦勞であろうかと思えます。しかしながら、今の行動が未来の安心へとつながると考えますので、引き続き啓発活動は実施してまいります。また、その表現については、マンネリ化にならぬよう、常に新鮮な言葉を使うなど、努めてまいります。

次に、多岐にわたる関連情報について、市民にどのように伝えているかとの御質問でございますが、新型コロナウイルスに関する情報発信は、市の情報媒体としての広報紙、ホームページ、防災行政無線などで、常に情報を発信しております。

次に、感染拡大に伴い、情報量も増大するが、今後の情報発信についての方針はあるか。あれば、その内容はどの御質問でございますが、防災行政無線については、マンネリ化することなく、常に新鮮な言葉で啓発するとともに、広報紙、ホームページでは、新しい情報を分かりやすくお伝えすることを心がけてまいります。

以上で、狩野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 御答弁、どうもありがとうございました。まず、本市の医療体制についてお尋ねした件でございますけれども、御答弁全体からは、PCR検査から発症感染者への対応について、いすみ医療センターと塩田病院を中心に医療連携を図りながら、医師会、保健所とも連携しながら、一連の流れが構築されているというようなお話かと思えます。そのように理解をいたします。今後も、関係箇所と連絡を密に維持しながら、予防、治療に効果的な対応をよろしくお願ひしたいと思えます。

まずは、冒頭で質問いたしましたいすみ医療センターにおけます病床数について、再質問させていただきます。御答弁の中で、いすみ医療センターで確保されている病床数は24ということでした。私が承知するに、いすみ医療センターというのは夷隅郡市内、近隣の2市2町に対応する施設であるというふうに承知しておりますけれども、8月末が頭著でしたか、最近、この地域内での感染例というのが非常に多く報告されております。そういうことから、いすみ医療センターでの空き病床でしょうか、これが大変気になっているところであります。

そこでお伺いしますが、分かる範囲で結構ですけれども、いすみ医療センターにおける直近

の入院者数、また、これまでの入院者の平均入院日数というものがあれば、教えてください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、いすみ医療センターでの入院者数ということでございますが、8月31日時点ということでお伺いしましたところ、入院者数は、コロナ患者に関しましては、9名ということでございました。

また、8月中の平均入院日数で申し上げますと、8日間ということでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） ありがとうございます。8月31日時点で9名。市内でも連日のようにラインのほうに、感染者発生報告というものがありましたし、いすみ市におかれましては、2桁の感染者という報告が続いたというようなこともありましたので、感覚としては、もっとたくさんの方が今、入院されているのかなと思ったんですけども、それほどでもないのかなという感じは、今のお答えの中で感じたところです。

しかし、冒頭の登壇しての質問の中でも申し上げましたけれども、この第5波というのは、今までの感染拡大とは異質の、違うものだというふうに感じているところから、ここの部分で医療逼迫というのは、この地域においても例外ではないのかなと、そのように感じております。

確かに9名入院しているという部分においては、この感染症の流行が始まった当初に比較すれば、相当、人数が増えているんじゃないかなとは思いますが、そういった流れ、今回の第5波が非常に大きな波だよというような流れを受けて、実際に病床数を増やすといった対応、つまり24床というのは、感染症の流行が始まった当初と比較して、増えているものなのか。あるいは、そのまま維持されているものなのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。このいすみ医療センターの24床というのは、感染症の対応が始まったときと変わっていない状況でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） ありがとうございます。当初と変わらないということでありまして。今し方も申し上げましたけれども、感染拡大が大きくなってくれば、その準備体制というものは、それなりにとっておく必要があるかと思うんです。ここで、24床という病床が、大きく増えてないという事情については、何かお考えはありますか。どういう理由で、これが増えてないのかなというところは、ちょっと疑問ではあるんですが。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。病床数の確保という問題でございますけれども、これは第一に、千葉県が主体となって行っているものでございますので、市として、これに対してお答えできるかという、少々難しいかなということを考えます。

しかしながら、この病床確保ということで申し上げますと、このいすみ医療センターに対しましては、郡内の2市2町で、これまでに1億3,000万円の拠出を行っておりまして、そのうち3,000万円が亀田総合病院との医療連携の部分でございます。

勝浦市としても、3,144万9,720円という額を負担しておりまして、こうした医療機関に対しては、側面的な支援をしてきた状況でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） ありがとうございます。現状については、お答えいただきまして、およそ把握できました。

感染症の今後という部分を見据えたときに、今現在、なおも県下、たくさんの感染者おまして、盛んに言われているのが、やっぱり医療逼迫、医療資源の限界というようなものが、多く言われているんですけども、今後、限られた入院施設といったものの中で、感染が拡大すれば、おのずとそこからあふれ出てしまう、対象外になってしまう、入院することのできない人というものが、増えてくると思います。

こうした方々は県の振り分けになるとは思いますけれども、ホテル療養とか自宅待機というカテゴリーに区分されてくるわけなんですけど、市内でもこうしたケースが、感染状況によっては増えてくる、そういう可能性もあろうかと思えます。そのときに自宅療養という部分を切り取って考えますと、家庭の環境によっては、必ずしも自宅療養する状況が整ってない。そういった環境が整った家ばかりではないと思えます。

ここで、私のほうでは、こうした家庭への自宅療養に対する支援というの、準備しておく必要があるのではないかなと考えることから、ひとつ提案をさせていただきたいと思うのですが、もちろんやむを得ず自宅待機をする。自宅療養をする方というのが、どうしても出てくるとは思いますが。ただ、ここで一番危惧する部分は、家族への俗に言う家庭内感染。ここを起点として、職場や学校への感染拡大というものが大きく懸念されますので、提案として、自宅療養の環境が整ってない方々に、これは先ほど避難所のお話で前段者の提案にも、宿泊施設等との連携による避難所ということ、お話がありましたが、それに通じる部分もあると思えます。宿泊施設、あるいはアパートを借り上げるなどして自宅療養を支援して、家庭内感染を抑止するというような施設を設けるということをご提案したいなと思っておりますけれども、この点について、執行部としてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ただいま御提案のありました自宅療養者を支援する施設などにつきましては、特にハード面というよりは、運用などにおいて、市町村が単独で行うというのが、現段階では少々ハードルが高いかなというように考えております。

しかしながら、今、市としてやれることをしっかりやるといった意味で、一つは、千葉県との連携による自宅療養者への生活支援や、また現在、勝浦市独自で行っている生活支援物資の配付についても、最近、御利用者も増えてきておりますので、こうした事業にしっかりと対応してまいりたいと考えています。また、施設の設置などにつきましては、千葉県へ要望するなどしてまいりたいと思えます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 確かに市長の御答弁の中にも、待機施設、こういった設置を県のほうに要望していくという御回答もありました。また、いろいろと費用面も含めて、課長おっしゃった、ハードルが高いというような提案でもあろうかとは思いますが。

しかしながら、仮にその費用面ということだけで申し上げれば、昨日も市長の答弁にあった、市民の命を守る、これを最優先にという方針の中で考えていったときに、仮にその妨げが費用ということであれば、私個人の考えではありますけれども、このコロナ禍というのは、市

民の保健衛生上の危機であるというふうに思うわけです。財政については、名目は違うかもしれませんが、財政調整基金というものが一定金額、確保されています。もちろん十分な検討はなされるべきですけれども、必要に応じて、こういったところから流用、抛出という部分も、これは妨げないという考えで、私はおるんです。今後の市内の感染者といったものの推移を見ながら、必要に応じて、ためらわずそういった御決断もいただけますようお願いをいたしたいと思います。

続いて、情報発信についてお尋ねした件ですけれども、こちらについても御答弁全体から受ける内容としては、予防意識の啓発については続けてやっていきますと。その必要性、意義という部分については、私が考えているものと共通すると、そのように理解しております。ぜひ市民に対する強いメッセージの発信を希望しております。

その他の情報発信についてですけれども、御答弁によれば、いろいろと工夫をしながら、既存のツールを活用して対応していくというような方針と受け取りました。ただ、それで十分なのかなという疑問も同時に湧きます。従来使っているツールには、いろいろと長所短所というものがありまして、例えば防災無線は、新鮮な情報が提供できるツールだと思います。ただ反面、無線放送になりますので、情報量、文字数というものに大きな制限があるということ。もう一つ、広報というものがあると思いますけれども、これは逆に、必要な情報をいろいろと書くことはできるんですけれども、その発行間隔、1か月に1回という発行間隔のために、情報の新鮮さにちょっと難が出てくるのかなと。また、ホームページへの掲載ということもありましたけれども、これは、新鮮な情報、豊かな情報量ということでは、先ほどの防災無線、広報をカバーできるんですけれども、勝浦市の年齢構成を考えたときに、高齢者に対する広報手段としては、いかがなものかというような考えもあります。

全体的に、今までのツールの活用のみですと、どうしても断片的、限定的な情報伝達となってしまうのかなと感じているところです。これはいずれ情報の混乱、ひいては、それによる不安というものにつながりかねないなという考えがございます。この内容はどう広報されているのかと質問する機会はあるんですが、よく返ってくる答えに、ホームページに掲載していますというようなことがあります。情報というのを伝えるだけじゃなくて、伝わるのが重要だと思いますし、このコロナ感染症に関するものは、ほかの事案と比較して、よりその重要性というのは強いものだと、そのように認識しております。

意識の啓発については、緊急事態宣言の発令に際して、広報を号外として、市長がメッセージを発信されております。恐らくほとんどの市民、手にとり、目を通したものだと思います。しかし、そのほかの情報は、伝えるタイミングとか場所、方法などが様々であって、その情報量も多いことから、混乱を招きかねないと思っております。中には、デマや詐欺などの情報も飛び交ってくる。そういう環境の中で、これらの情報を否定したり、正しい情報を伝達する手段が求められているのかなと考えております。

そこで、一つ提案とさせていただきますが、当面の間、コロナ禍の終息という段階まで、コロナ関連に特化した広報、ミニ情報紙的なものなるべくショートスパンで発行して、市民に様々な情報、正しい情報を提供するといった必要があると考えておりますけれども、これに対して、執行部のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。平松総務課長。

○総務課長（平松 等君） 情報の発信ということで、私ども総務課のほうで、広報またホームページを担当していますので、そうしたツール、媒体ということで、お話しさせていただきますと、広報につきましては毎月、コロナに関わる情報をなるべく紙面の高い位置、例えば見開きとかそういったところに掲載してございます。また、緊急事態宣言を踏まえまして、せんだっては号外として別刷りのものも同封させていただきました。

ホームページについては、新たに簡略化したようなリニューアルはしました。大規模なリニューアルとはいきませんが、見やすい……。今、県とか他の市町村といったものと同じような、見やすい、直感的で分かりやすい操作性、こういったものに変更してございます。

議員の皆様も御覧になっていただいたと思いますけれども、今、インターネットのブラウザが、タブブラウザといいまして、右から左に動かせるような、タブで展開させるような形式になりますと、ホームページのほうも、右から左に3つ4つのボタンをつかまして、大きいカテゴリーの中で収まるような配置をして、トップ画面、御覧になっていただけるように、コロナ対策を全面的に掲げてございます。そのようにめり張りをつけてございますけれども、やはり課題としては、高齢者への情報発信、情報伝達の方法かなと思っています。

かつうらメイトとか防災無線とか、いろんなツールがございまして。確かに緊急的なものがありますので、特集とまではいけるかどうか分かりませんが、これまでもポスティングシステムを活用して、郵便局から各世帯に配付した例もございまして、その内容に応じて、情報伝達の在り方というものも、いろいろ考えたいと思います。

また、新たな方法として考えているのが、各家庭にはテレビがございまして、地上デジタル放送になりますと、dデータといいまして、千葉テレビなんかですと、市町村からの情報というもの、私どもの要請で、それが閲覧できるようなシステムになっています。情報量は限られますけれども、それをきっかけに役所側に問合せいただくとかで、何とか情報伝達のきっかけもできるかな。各世帯については、テレビもございまして。高齢者にも負担のないような操作で、dデータも習得していただければ、情報発信のきっかけになろうかなということも、一つには考えております。

いずれにいたしましても、高齢者をはじめとするコロナの情報発信については、前向きに検討してまいりたいと思います。あと特集号につきましては、情報の必要に応じて検討したいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 御答弁によりまして、既存のツールを活用する上でのいろいろな工夫をされているということ。また、そういった地デジのという新しいツール等も活用しながら、いろいろ工夫をされているというようなお話をいただいておりますが、これは、考えるに既存のツール、先ほど言いました長所短所という部分は、どうしても拭えない部分あるのかなと感じております。

これが先々、勝浦の広報というものに全て適用するという意味でもなく、まさにこのコロナ禍限定でもいいんです。お年寄りにとっては、赤い字で市長の強いメッセージがあり、裏を返せば、どこに連絡すれば教えてもらえるのか。あるいは事業者にとっては、ホームページのどこに行けば、支援策が詳しく見られるのか。

確かに、課長おっしゃるように広報紙などを見ますと、おおむねトップページに近いところ

に、大きな字で書かれています。ただそれは、その記事一つということで、次の情報、例えばコロナワクチンについて特集してあれば、今度、支援情報というのほどこなんだと探さなきゃならない。場合によっては、別号を引っ張ってこなければ、情報として確認できないというようなことがあります。

ですから、私が提案しているのは、ショートスパンで紙媒体というところが基本の考えではあったんですけども、それにこだわるものではありません。一元した情報を、お年寄りをはじめとした情報へのアクセスが弱い方にも、しっかりと届くような手法を選択いただく必要があるのではないかと。

予防意識の再啓発、これはもちろんです。市内でどれだけの感染が出ているんですよとか、医療の実態はこうですと。先ほどお伺いしたように、対応される医療センターの病床数といったものでも、よろしいかと思えます。また、ワクチンの情報ですね。もしかしたらブースターショットということで、3回目の接種が行われることになるかもしれません。そのときには優先的なものがあるのかという細かい情報も、そこでは発信できると思えますし、生活者の支援、あるいは事業者の支援策といったものの広報。また、最近なれば、詐欺に関する悪質な情報ですね。あるいは感染者、ワクチン未接種者、そういった方々への誹謗中傷という問題、これも大きな問題だと思います。そういった情報を一元化して、メッセージとして、繰り返し市民に伝えていくことが重要だなという考えのもと、御提案を申し上げた次第です。

今後、情報提供については、引き続き様々な検討はされると思いますので、そういった部分をぜひ加味いただいて、御検討をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、ワクチン接種の拡大、あるいは治療薬の開発ということで、明るい兆しもちらちらと見えることもありますけれども、とはいえ、やはり先行きが見通せないというのが、このコロナ禍と思います。長期戦を覚悟せざるを得ないという状況にもなり得ると思えますけれども、より効果的な対応、対策を検討いただいて、実践くださいますようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（松崎栄二君） これをもって、狩野光一議員の一般質問を終わります。

○議長（松崎栄二君） 次に、寺尾重雄議員の登壇を許します。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） まさにコロナ禍の中、私も通告に従い、一般質問いたします。

子どもたちの経済に関わるマネー教育について。

来年4月に、成人になる年齢が18歳に引き下げられ、18歳でローンを組む、クレジットカードを保有するなど、自己責任における契約ができるようになります。保護者の管理が基本ですが、携帯電話の保有の低年齢化で、さらなるクレジット、電子払いなど、身近なものとなっております。

一般に、日本ではお金は不浄のもの、子どもの前でお金のお話をしてはいけないなど、タブーと言われていますが、アメリカは、子どもたちに金融教育を学ばせることは当然とされ、イギリスでは2014年より、公立学校のカリキュラムに金融教育が必修となっております。算数の中

にスクールトリップ（遠足や旅行）の際に電車賃、公共料金、小遣い等の使い道を論議し、道徳の中で、「友達に貸したお金を返してくれない」などのテーマで論議することが、お金に関する考える力を高めます。

投資にはリスクがあり、投機に走るのは一種のギャンブルになる。そんな危機管理の意識も大切です。

子どもの頃より経済に関わる環境を整えることは、今後の日本経済、将来を担う子どもたちの教育への取組が必要と考えます。

そこで、以前、話題になったゲーム「あつまれどうぶつの森」などの子どもが遊べるゲームに、借入と投資をしながら発展させていく内容のものがあ、ゲーム機の貸出し等は無理でしょうから、無料教材を使用し、経済に触れる教育に関してのお考えをお伺いします。

先ほどもお金の話はタブーと言われていますが、積極的に授業の道徳に取り込み、論議を行う。また、講師を招いて分かりやすく経済に触れさせることなどの対策のお考えをお伺いいたします。

3番目に、お金は幸せになるための道具です。最近の子どもは、小遣いが現金ではなく、ICカードを渡す親も多く、そのためにお釣りの計算が苦手で、計画的にお金を使えない。「欲しい物」と「必要な物」の違いを理解して、賢くお金を使うことが大切です。職場体験など、年に1回程度行っていただいています。さらにより多く実体験ができるチャンスの場を増やし、与えられることが成長の糧と思いますが、お考えをお伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（松崎栄二君） 学校教育課長から答弁を求めます。吉野学校教育課長。

〔学校教育課長 吉野英樹君登壇〕

○学校教育課長（吉野英樹君） ただいまの寺尾議員の一般質問に対してお答えいたします。

子どもたちの経済に関わるマネー教育について、お答えいたします。経済に触れる教育について、外部人材の活用について及び体験的な学習についての3問は、関連する御質問ですので、一括してお答えいたします。

小学校は昨年度、中学校は本年度より、新学習指導要領が完全実施となり、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成に努めております。また、経済に関わる教育については、発達段階に応じた計画を立て、消費者教育を中心に学習しています。

小学校では、社会科で国・県・地域の産業・歴史などについて学び、経済を含めた基礎的な社会の仕組みについて学習しています。また、5・6年生の家庭科を中心に、生活を支えるお金と物の領域で、消費者の仕組みについて学習します。道徳教育では、借りた物は返す。公共物は大切に扱うなど、社会的なルールについて学習しています。また、ゲームの課金などのこともあり、ネットモラル教育にも取り組んでいるところです。

中学校の家庭科では、家庭生活と消費の領域で、家庭生活における収入と支出、いろいろな購入方法、クレジットカードなどの支払い方法について学習しています。

次に、外部人材の活用についてでございますが、各学校が必要に応じて活用を図ることとしています。

また、体験的な学習の重要性は、今回の学習指導要領でも引き続き述べられているところであり、本年度は、小学校低学年の生活科の中で、買物体験などの学習をしているところですが、

新型コロナウイルスの影響もありますので、子どもたちの安全を第一に考え、感染防止等を図った上で、実施可能な体験学習を行っています。

以上で、寺尾議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（松崎栄二君） 質問の途中でありますが、1時まで休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今、教育課長から答弁いただいた、確かに学校はガイドラインに基づいて、この教育の問題も、つい近頃からの始まりだと思います。

そうした中で、私はこの問題をなぜ言うかといいますと、将来を見据えた、この日本経済をどうしていくか。GDPも3番目に下がり、なかなか日本経済、600兆円を達しないとかね。いろんな面で子どもの教育というのは、確かに日本では合わないという。しかし、しかしですよ、日本人ぐらいお金に固執する者はないというのが、これが世界的な感覚で、私の資料、手元には、たまたま株式会社を通じて、日本銀行の子どもたちへの指針の書類です。

そうした中で、これをやらないと、日本はどんどん立ち後れていっちゃうんじゃないかと思う中で、先ほど来、課長、本来は教育長がいればいいんでしょうけど、まず小学生の件は分かりました。そして中学生の件も、先ほどの答弁の中で。もっと詳しい内容を、子どもたちの小学校における教育は、まず社会科の指導の中の一例、生活環境、そして家庭学級、道徳と、このように小学校から指針がもう出ているものであります。

そして、商店街の理事長とか外部の人間からの教育、これも、つい最近、中学生に何人かの人たちが講義をぶったみたいですけど、もっとそれは幅広い知識をもっと持った人間から、教育方面にですね、子どもたちに教えていただきたいなというのは私の要望です。

そこで一旦は切って、この辺の答弁は、どう思うか、お願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えいたします。外部人材の活用による学校における教育も、必要な教育の有効な手だての一つだと考えております。

その中であって、各学校においては、必要に応じて活用することとしております。その中で、また市教委としても、そこら辺の考え方について、委員の意見を伺いながら、学校にも指導していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かに外部教育におきまして、よりよいもので、子どもの将来を考えたときに、私なんかも、いろんな先生に教わりました。その一つ一つの中で、先生の教えというのは、私の中では一個一個思うことあるわけです。当時のタケウチ校長、岬の校長は勝浦の野球を強くした。タケウチ校長先生は朝礼のときに「皆さんは一生の仕事をずっとできるのか」とか、そういう思いがあったり、また、ヤマザキシンゾウって長狭高の校長は「自分のやったことには責任を取れ」とか、そういう教育があります。

だけど、これは今、金融教育について。金融教育というのは確かに難しい、日本においては。

不浄の話だというのが強い。しかし、これが高校でもやる。今は中学までですよ。だけど、高校までも、この金融教育をやりましょうと。今までは、いきなり社会に出たら、そういう中で、金のことになって、金を稼がなければいけない。稼がないことには生活できるわけないんだから。金なくして、そういうものは生活もできない。また、子どもを育てる、いろんな意味でも。

そういうものを踏まえたときに、若いというか、小さいときから、私たちのときに鉄くず集めて、それを売って小遣いにしたり、ワカメをとって、それを売りに行って、アワビをとって、サザエをとって、それを売りに行って、小遣いにしたいきさつあります。今の時代、確かに違うという問題もあるでしょうけど、その辺の金銭感覚が必要なのかなというのは、私の考えです。教育者の立場で、それ違うんだよといえ、それは教育の方針で、違うんでしょから、いいんです。

ただ、思いが、そういうものの中で、ないと、違うんじゃないかと。今、与えられるものをどんどん親は与え、またその与える親も全然、困った段階で、それは教育の貧富の差はあるにしても。与えて、孫のため、いろんな面で買い与える。そういうものだから、子どもたちも我慢もできないのかなというのが、私の率直な考えですけどね。いろんな意味で、ごみ一つにしても、そこに落ちているものは、私の感覚からいったら、お金なんですよ。そこにお金転がってるから、それをどのように、実質どうするかというのが必要じゃないかと。

そういう意味で、教育の中の中学生においても、先ほど来から消費、経済、金融、貯蓄、労働、そして将来に、生活についてある程度、具体的な構想を持てるような中学生が、一步一步の段階で、そういうカリキュラムというか、指針が出ていると思うんです。当然、教育者としては、その辺を分かって、やられていってほしい。

ただ、教育の場でお金というと、何か違うんじゃないと。また親も、お金欲しい割には、教育にお金、違うんじゃないのって、訳分からない話になるんだけど。

だけど、ヨーロッパにおいても、アメリカにおいても、これはもう宣伝の、ウェルスナビじゃないけど、アメリカと日本の投資は違うんだよと。投機というのは、まさにばくちですから、投資は将来の、ましてや会社、この会社が日本にとって、どれだけの成果を上げていくかというものにおいたときに、そういうものの見方すれば、日本経済も末永くいくのかなと思うんです。それが、ESGの中で今、叫ばれている、会社の社会に対する貢献度。

そうした中で、課長に、中学生においては必修科目9科目の中に選択科目、道徳科目、特別活動、総合計画と、こういう中でも常にその兼ね合いをやられていると思うんですけど、先ほどの答弁では、ざっくりきていたものですから、その辺どうなのか、再度お伺いいたします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えいたします。先ほど申したとおり、新学習指導要領が完全実施となりました。中学生においては、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成というのが求められています。

ですので、一つのことを学ぶのに幾つかの教科がまたがったりというようなところの視点で、学習を進めているところでありますので、今回の金融教育に関しても、同様なことだと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） そういうのはよく、課長も、これ私が質問したときから、どのように勉強し

たか、その前から勉強しているのか分からないけど、確かに仕事、認識の中で、仕事というのはやりがいがあって、そして人を喜ばせる。

労働というのは苦なんですよ。これやれといたら、やりたくないのにやるしかない。だけど、仕事であれば、好きなものであれば、やる。そういう感覚のものに対する等価というか、代償を得られるとか、それが金融教育の一環でもあるのかなと思うんです。

そして、私もこれ、どうするかということで質問も、コロナだったから短くしたものの、もっと出しておけばいいのかという問題は別にして、私たちが若い頃には、若い頃って、学生するときね。新聞、朝刊太郎じゃないけど、新聞配達したり、牛乳配達したり、そのように。もう、そのときの時代と今の時代は違う。今のほうが裕福だから、そんなことやらなくて済んじゃうのかね。

そういう中で、教育的には今、バイトしちゃいけないとかって聞いた。できないんだということもあるんですけど、私たちの同級生においても、中学2年になったら、みんな、船に乗るんですよ、それは家庭の問題もあって。そこで、生活をどう守るか。今はそういうことしなくて、勉強して、もっといいとこの大学行ってという問題あるんですけど。大学行くから、じゃどうなんだという問題とは別に、この金融教育というのは、金銭感覚というのは必要なのかなと思うんです。

確かに今、当時から宮沢賢治とか二宮尊徳とか。二宮尊徳は学校からなくなっちゃったけど、それは個人個人の思いの中で、教育の中で、やっぱりあろうかと私は思うんですよ。経済なき道徳は戯言であり、道徳なき経済は犯罪であると二宮尊徳は言ったらしいけど、それは今は渋沢栄一とかいろんな人たちはいっぱいいます。

当時は、私たち小さいときには、ベルマークの物をいっぱい集めて、教材が足らなければ、それをベルマークで、いろんな学校の足しにするとかですね。今、そういうものもあるのか、ないのかを聞きたい。答弁をお願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えいたします。幾つかあったかと思うんですけども、現在も、体験的な学習は非常に大切だと考えておりまして、いろいろな体験を小学校から積んでおるところであります。

昨日も、中学生は稲刈り体験をさせていただいておるところであります。10月になりましたら、コロナが収まっておれば、地引き網体験というような体験もさせたいというふうに考えておるところであります。

それから、もう一つ最後のところで、ベルマーク等の活用があったと思うんですけども、今、福祉とかJRCとかという教育機関もございますので、実施している学校はございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かにそういう中でいろんな体験をさせ、仕事の体験も、私が議員になったときに、当時の伊ワセ校長に、まだ千葉県でもそんなにやってないときに、それこそ各中学の職業体験ですか、それも勝浦市もやられている。

そうした中で、学校の勉強は勉強なんですけど、それに付随したものの勉強というのも、社会というのは必要じゃないかと思うのと、課長には私、ある人間を高校に上げるときに作文を

書いてもらって、そういう面で、知らなかったけど、ここに来られたときに初めて分かったんですけどね。そういう中で、子どもの教育には、その国語の先生と数学の今の課長で、やってくれたというのを感謝するんですけど。

やっぱり子どもにどれだけ思うか。また、子どもにどれだけ教えて、認識し、あとの判断というのは、子どもが将来になったときに判断することであって、その教育を少しでも知識として教えるのが、また、これを通しての金融教育だと私は理解するんですよ。ただ、金融教育、金融教育というと、恐らく私、この質問、ある何人かには「寺尾さんがそれやったら、おかしいでしょう」と。おかしいでしょうと言われて、俺は非常に頭きたんだけど、これは子どものことを思っただけの話であって、俺の金もうけじゃないからね。

そういう意味で、再度、時間もなくなってきたんですけど、日本経済も低迷すると言われるけど、常に持続的な発展。そしてこの中で、難しい話は別にしても、再度、なぜ金融教育が狙いとして必要なのかというのを、私も質問の中で言わせていただきますと、金融教育は、自らが考え、そして主体的に判断し、行動し、よりよい問題を解決する資質や能力を養う上で、有効な手段を学んだと。親からも言われるように「保証人はやっちゃ駄目だよ」って。私たちも言われましたよ。だけど、流れの中で、またしがらみの中で、保証人もやるわけですよ。そして、痛い目食らうわけですよ。

しかし、その判断は自分が決めて、決めたものは自分で判断しなけりゃいけない。そういう意味でも、しっかりとそれを子どもたちに根づかせ、やっちゃいけないといっても、人間だからやっちゃうんですよ、保証人であろうと。その辺をしっかりと外部の人間からの知識を得て、子どもたちにしっかりと教え、あとは、やる、やらないのは、その人の過ぎたときの、大人になったときの考えですから、その辺をどう思うか、お答え願います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。吉野学校教育課長。

○学校教育課長（吉野英樹君） お答えいたします。議員御指摘の金融教育についてでございますけれども、その必要性、それからまた今後、大切になっていく教育の一つだとは考えております。

教育ですので、その教育を通して何を学ぶのか、どう学ばせるのかというところが大切になってくると思います。

先ほど来、新教育課程が始まったばかりというお話をしておると思っておりますけれども、今後も発達段階に応じた金融教育のところを学ばせるところで、資質・能力の育成というところを育てていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今回、教育長もいない中で、課長答弁の中であってね。やっぱり市長に聞いておく、この金融教育について。市長が教育長を任命しているんですから、その辺で、市長、答弁お願いします。金融教育について。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 寺尾議員がいろいろ、生い立ちからいろいろなお話をされました。私も寺尾議員と同じようにくず鉄拾いから、いろんな意味で、やっぱり自分の生まれた家業の富裕度、要するに金融富裕度は、小さいながらもだんだん覚えてきて、自分の家の金融度、要するにお金の富裕層というのをだんだん覚えてきます。

中学になると、まず自分ちの家業を手伝わされる。これ、体力的にできるから、私は農業を

手伝われました、あるいは祖父の漁業の手伝いをしたりしました。そういった中で、自分のまず家業、そしてだんだん、何でやるかということ、お金のためにやるわけですね。お金のためにやるということを感じていくと。

先ほど教育課長が答弁しましたように、金融教育も非常に大事だと思います。大きな手段がお金でございますので、いろいろな中で、学校の中のカリキュラムだけでは、子どもたちが狭い視野だけで育ってしまいますので、いろんな外部講師を積極的に取り入れて、あらゆるジャンルの中で、世間を知らせるための、視野を広げる、これを積極果敢に学校教育に取り入れると。

ですから、寺尾議員なんかは、金融教育が必要だと思えば、ゲストティーチャーとして、ぜひそういった形を、御自分が今の子どもたちに教えたいという思いが、そういうところが大事じゃないかと思いますし、積極的にそういった教育を、外部の多くのキャリア富んで、あるいは経験豊かなゲストティーチャーを呼んで、共に教育、共に育っていく環境の中で、教育環境を充実させていくということを目指していきたいということが今、勝浦における教育行政の方向だと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。

○8番（寺尾重雄君） なし。

○議長（松崎栄二君） これをもって、寺尾重雄議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（松崎栄二君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明9月10日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時22分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問